

二十九 第 63 条 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>措置法第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ(1)及び(2)</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>措置法第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ(1)から(3)まで</u>.....</p> <p>...</p> <p>(注) .....</p>
<p>63(1) - 3 <u>削除</u></p>	<p><u>(措置法第 29 条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</u></p> <p>63(1) - 3 <u>法人がその使用人に譲渡した土地等のうちに措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたものがある場合において、63(2) - 2 により当該譲渡に係る経済的利益の額をその土地等の譲渡による収益の額に加算しなかったため譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は、63(1) - 2 にかかわらず、当該譲渡の日を含む事業年度における譲渡利益金額の合計額の計算上、同項の規定の適用がない短期所有土地等(措置法第 63 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける土地等の譲渡に係る土地等をいう。以下同じ。)に係る土地等の譲渡に係る譲渡利益金額と通算することはできないものとする。</u></p>
<p>63(2) - 2 <u>削除</u></p>	<p><u>(措置法第 29 条の適用がある場合の収益の額)</u></p> <p>63(2) - 2 <u>法人がその使用人に譲渡の時の価額に比して低い価額で土地等を譲渡した場合において、その使用人が受ける経済的利益について措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたときは、これらの規定により非課税とされる経済的利益の額は、63(2) - 1 にかかわらず、当該土地等の譲渡による収益の額に加算しない。</u></p> <p><u>(注) 1 法人が勤労者財産形成促進法第 9 条の融資を受けて取得した土地等をその使用人兼務役員に対し譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合</u></p>

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 63(3) - 2 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イから八まで.....  
...  
(1) .....  
(2) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 63(3) - 3 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イから八まで.....  
...  
(1) .....  
(2) .....

(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)

- 63(3) - 5 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号二.....

には、63(2) - 1 の取扱いの適用があるのであるが、この場合における当該土地等の譲渡の時の価額については、勤労者財産形成促進法施行規則第 16 条の規定により計算した金額によることができる。

2 使用人及び使用人兼務役員に対し土地等を譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合において、本文及び注書 1 の取扱いの適用がないときにおける当該土地等の譲渡の時の価額の判定については、所得税基本通達 36 - 23 及び 36 - 39 を準用することができる。

3 公募要件に該当するかどうかについては 63(5) - 10 を参照する。

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 63(3) - 2 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イから二まで.....  
...  
(1) .....  
(2) .....

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

- 63(3) - 3 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イから二まで.....  
...  
(1) .....  
(2) .....

(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)

- 63(3) - 5 .....  
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号ホ.....

改 正 後	改 正 前
<p>( 公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式 )</p> <p>63(5) - 13 .....</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>5 .....</p> <p>6 .....</p> <p>7 .....</p> <p>8 .....</p> <p>9 .....</p> <p>10 .....</p> <p>11 .....</p> <p>12 .....</p> <p>13 .....</p> <p>14 「措置法令第 38 条の 5 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が措置法令第 38 条の 5 第 23 項(公募要件に該当する土地の譲渡等) 又は平成 19 年改正前の措置法令第 38 条の 5 第 23 項(公募要件に該当する土地の譲渡等) 各号( 同項第 3 号の規定に基づく平成 19 年改正前の措置法規則( 以下「平成 19 年旧措置法規則」といいます。 ) 第 22 条第 3 項各号の規定を含みます。 ) のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第 38 条の 5 第 23 項該当」、「平成 19 年改正前の措置法令第 38 条の 5</p>	<p>( 公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式 )</p> <p>63(5) - 13 .....</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>5 .....</p> <p>6 .....</p> <p>7 .....</p> <p>8 .....</p> <p>9 .....</p> <p>10 .....</p> <p>11 .....</p> <p>12 .....</p> <p>13 .....</p> <p>14 「措置法令第 38 条の 5 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が措置法令第 38 条の 5 第 23 項(公募要件に該当する土地の譲渡等) 各号( 同項第 3 号の規定に基づく第 22 条第 3 項各号の規定を含みます。 ) のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第 38 条の 5 第 23 項第 1 号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載し、その土地の譲渡等が措置法規則第 22 条第</p>

第23項第1号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載し、その土地の譲渡等が平成19年旧措置法規則第22条第3項第3号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第1号又は第2号に類する理由を記載してください。

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6) - 6 .....  
.....措置法令第38条の4第37項第2号から第6号まで.....  
.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

63(6) - 7 .....  
.....措置法令第38条の4第37項第3号から第6号まで.....  
.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

63(6) - 8 .....措置法令第38条の5第24項.....措置法令第38条の4第37項第3号から第6号まで.....  
(注) .....

3項第3号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第1号又は第2号に類する理由を記載してください。

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6) - 6 .....  
.....措置法令第38条の4第35項第2号から第6号まで.....  
.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

63(6) - 7 .....  
.....措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで.....  
.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

63(6) - 8 .....措置法令第36条の5第24項.....措置法令第36条の4第35項第3号から第6号まで.....  
(注) .....

三十 第 64 条 ~ 第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後					改 正 前				
(収用証明書の区分一覧表)					(収用証明書の区分一覧表)				
64(4) - 1 .....					64(4) - 1 .....				
別表 1 収用証明書の区分一覧表					別表 1 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
.....	.....	.....	.....	1 ..... 2 ..... .....平13国 土交通省令 151.....	.....	.....	.....	.....	1 ..... 2 ..... .....平13国 土交通省令 13.....
(18の2)	郵便事業株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分けその他の作業の用に供する施設.....	.....	.....	.....	(18の2)	日本郵政公社が設置する郵便物の集配又は運送事務を取り扱う郵便局の庁舎.....	.....	.....	.....
(43)	.....	..... .....地方防衛局長..... 東海防衛施設支局..... 東海防衛施	.....	.....	(43)	.....	..... .....防衛施設局長..... 名古屋防衛施設支局... ...名古屋防	.....	.....

		設支局長...		
		...		

		衛施設支局		
		長.....		

三十一 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 3 - 4 .....					65 の 3 - 4 .....				
別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
3の5		..... ..... <u>地方防衛局長</u> ..... ..... <u>東海防衛施設支局</u> ..... ..... <u>東海防衛施設支局長</u> ..... .....			3の5		..... ..... <u>防衛施設局長</u> ..... ..... <u>名古屋防衛施設支局</u> ..... ..... <u>名古屋防衛施設支局長</u> ..... .....		
.....	..... <u>独立行政法人文化財機構</u> .....				.....	..... <u>独立行政法人国立博物館</u> .....			

三十二 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 4 - 17 .....					65 の 4 - 17 .....				
別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
.....平成 6 年 1 月 1 日から平成20年 12月31日まで.....					.....平成 6 年 1 月 1 日から平成18年 12月31日まで.....				
(イ) .....					(イ) .....				
(ロ) .....					(ロ) .....				
(ハ) .....					(ハ) .....				
(ニ) .....					(ニ) .....				
(ホ) .....					(ホ) .....				
(ヘ) .....					(ヘ) .....				
3 の 2 ..... .....平成 6 年 1 月 1 日から平成20年12 月31日まで.....					3 の 2 ..... .....平成 6 年 1 月 1 日から平成18年12 月31日まで.....				
(イ) .....					(イ) .....				
(ロ) .....					(ロ) .....				
(ハ) .....					(ハ) .....				
3 の 3 ..... .....平成 6 年 1 月 1 日から平成20年12 月31日まで.....					3 の 3 ..... .....平成 6 年 1 月 1 日から平成18年12 月31日まで.....				

(イ) .....				
(ロ) .....				
(ハ) .....				
(ニ) .....				
(ホ) .....				
..... ..... <u>密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律第300条第1項</u> ..... (イ) .....	(イ) .....	.....	.....	..... ..... <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第134条第1号口及び八...</u> ...
(ロ) .....	(ロ) .....			
(ハ) .....	A .....	.....		
	B .....	.....		
		..... <u>密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律第300条第1項</u> .....		
<u>地方公共団体又は都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人が同法第46条第1項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するため</u>	(イ) <u>当該事業が左欄に掲げる事業である旨を証する書類</u> (ロ) <u>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類</u> A <u>当該土</u>	<u>地方公共団体の長</u>	<u>措置法 65 条の4</u> <u>1項11号</u> <u>措置法規則22条の5</u> <u>1項13号</u>	<u>当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。</u>

(イ) .....				
(ロ) .....				
(ハ) .....				
(ニ) .....				
(ホ) .....				
..... ..... <u>密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律第289条第1項</u> ..... (イ) .....	(イ) .....	.....	.....	..... ..... <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第131条第1号口及び八...</u> ...
(ロ) .....	(ロ) .....			
(ハ) .....	A .....	.....		
	B .....	.....		
		..... <u>密集市街地における防災街区整備の促進に関する法律第289条第1項</u> .....		
(新 設)				



改 正 後			改 正 前		
<u>に、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合( )</u>	<u>地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</u>	<u>共同体の長</u>			
	<u>B 当該土地等の買取りをする者が都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供</u>	<u>当該都市再生整備推進法人を都市再生特別措置法第73条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</u>			

				<p>するために 買い取 ったもの である旨 を証する 書類及び 当該土地 等の買取 りをする 者が当該 都市再生 整備推進 法人であ る旨を証 する書類</p>	
—	.....	.....	<p>措置法 65 条の 4 1 項 12 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 14 号</p>	.....	
—	.....	.....	<p>措置法 65 条の 4 1 項 13 号 イ 措置法規 則 22 条の 5 1 項 15 号</p>	<p>1 ..... ..... 認定を受 けた法人で、中 小企業等協同 組合法第 9 条 の 2 第 7 項に 規定する特定 共済組合及び 同法第 9 条の</p>	

—	.....	.....	<p>措置法 65 条の 4 1 項 11 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 13 号</p>	.....	
—	.....	.....	<p>措置法 65 条の 4 1 項 12 号 イ 措置法規 則 22 条の 5 1 項 14 号</p>	<p>1 ..... ..... 認定を受 けた法人.....</p>	

改 正 後					改 正 前				
				<u>9 第 4 項 に 規 定 する 特 定 共 済 組 合 連 合 会 以 外 の も の ...</u> ... (1) ..... (2) ..... 2 ..... 3 .....					(1) ..... (2) ..... 2 ..... 3 .....
<u>13の2</u> .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u> <u>1 項 13 号</u> □ <u>措 置 法 規 則 22 条 の 5 1 項 16 号</u>	.....	<u>12の2</u> .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u> <u>1 項 12 号</u> □ <u>措 置 法 規 則 22 条 の 5 1 項 15 号</u>	.....
<u>13の3</u> .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u> <u>1 項 13 号</u> 八 <u>措 置 法 規 則 22 条 の 5 1 項 17 号</u>	.....	<u>12の3</u> .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u> <u>1 項 12 号</u> 八 <u>措 置 法 規 則 22 条 の 5 1 項 16 号</u>	.....
— .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u>	.....	— .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u>	.....
(1) .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u>	.....	(1) .....	.....	.....	<u>措 置 法 65 条 の 4</u>	.....

(四) <u>独立行政法人 中小企業基盤整 備機構法第15条 第1項第3号ロ に規定する他の 事業者との事業 の共同化.....</u>			<u>1項14号 措置法規 則22条の 5 1項 18号</u>	
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4 1項15号 措置法規 則22条の 5 1項 19号</u>	.....
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4 1項16号 措置法規 則22条の 5 1項 20号</u>	
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4 1項17号 措置法規 則22条の 5 1項 21号</u>	
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4</u>	

(四) <u>独立行政法人 中小企業基盤整 備機構法第15条 第1項第3号に 規定する連携等 .....</u>			<u>1項13号 措置法規 則22条の 5 1項 17号</u>	
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4 1項14号 措置法規 則22条の 5 1項 18号</u>	.....
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4 1項15号 措置法規 則22条の 5 1項 19号</u>	
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4 1項16号 措置法規 則22条の 5 1項 20号</u>	
— .....	.....	.....	<u>措置法65 条の4</u>	

改 正 後					改 正 前				
			1 項18号 措置法規 則22条の 5 1 項 22号					1 項17号 措置法規 則22条の 5 1 項 21号	
—	.....	.....	措置法65 条の4 1 項19号 措置法規 則22条の 5 1 項 23号	.....	—	.....	.....	措置法65 条の4 1 項18号 措置法規 則22条の 5 1 項 22号	.....
—	.....	.....	措置法65 条の4 1 項20号 措置法規 則22条の 5 1 項 24号イ		—	.....	.....	措置法65 条の4 1 項19号 措置法規 則22条の 5 1 項 23号イ	
20の2	.....	.....	措置法65 条の4 1 項20号 措置法規 則22条の 5 1 項 24号ロ	「生活関連施 設又は一般交 通用施設.....	19の2	.....	.....	措置法65 条の4 1 項19号 措置法規 則22条の 5 1 項 23号ロ	「特定旅客施 設、一般交通用 施設又は公共 用施設.....
21	.....	.....	措置法65	.....	—	.....	.....	措置法65	.....

.....生活関連  
施設又は一般  
交通用施設...  
...措置法令第  
39条の5 第29  
項.....

.....特定旅客  
施設、一般交通  
用施設又は公  
共用施設.....  
措置法令第39  
条の5 第28項  
.....

(イ) .....			<u>条の4</u>	
(ロ) .....			<u>1項21号</u>	
(ハ) .....			<u>措置法規</u>	
(ニ) .....			<u>則22条の</u>	
(ホ) .....			<u>5 1項</u>	
(ハ) .....			<u>25号</u>	
..... <u>同規則第8</u>				
<u>条</u> .....				
②② .....	.....	.....	<u>措置法65</u>	.....
			<u>条の4</u>	
			<u>1項22号</u>	
			<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>	
			<u>5 1項</u>	
			<u>26号</u>	
②③ .....	.....	.....	<u>措置法65</u>	.....
			<u>条の4</u>	
			<u>1項23号</u>	
			<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>	
			<u>5 1項</u>	
			<u>27号</u>	
②④ .....	.....	.....	<u>措置法65</u>	.....
			<u>条の4</u>	
			<u>1項24号</u>	
			<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>	
			<u>5 1項</u>	
			<u>28号</u>	

(イ) .....			<u>条の4</u>	
(ロ) .....			<u>1項20号</u>	
(ハ) .....			<u>措置法規</u>	
(ニ) .....			<u>則22条の</u>	
(ホ) .....			<u>5 1項</u>	
(ハ) .....			<u>24号</u>	
..... <u>同規則第6</u>				
<u>条</u> .....				
②① .....	.....	.....	<u>措置法65</u>	.....
			<u>条の4</u>	
			<u>1項21号</u>	
			<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>	
			<u>5 1項</u>	
			<u>25号</u>	
②② .....	.....	.....	<u>措置法65</u>	.....
			<u>条の4</u>	
			<u>1項22号</u>	
			<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>	
			<u>5 1項</u>	
			<u>26号</u>	
②③ .....	.....	.....	<u>措置法65</u>	.....
			<u>条の4</u>	
			<u>1項23号</u>	
			<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>	
			<u>5 1項</u>	
			<u>27号</u>	

改 正 後					改 正 前				
②5	.....	.....	.....	措置法65 条の4 1項25号 措置法規 則22条の 5 1項 29号	②4	.....	.....	.....	措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 28号

三十三 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後		改 正 前	
（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）		（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）	
65の7(1)-22 .....	同表の第17号の上欄.....	65の7(1)-22 .....	同表の第16号の上欄.....
(注) .....	.....措置法令第39条の7第39項各号.....	(注) .....	.....措置法令第39条の7第38項各号.....
（船舶の範囲）		（船舶の範囲）	
65の7(1)-31 措置法第65条の7第1項の表の第19号.....		65の7(1)-31 措置法第65条の7第1項の表の第18号.....	
（日本船舶の意義）		（日本船舶の意義）	
65の7(1)-32 措置法第65条の7第1項の表の第19号の下欄.....		65の7(1)-32 措置法第65条の7第1項の表の第18号の下欄.....	
（長期先行取得が認められるやむを得ない事情）		（長期先行取得が認められるやむを得ない事情）	

65 の 7(1) - 37 .....  
.....措置法令第 39 条の 7 第 23 項.....  
(1) .....  
(2) .....  
(3) .....

( 買換取得資産等の取得の日 )

65 の 7(1) - 38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄.....  
.....措置法令第 39 条の 7 第 39 項各号.....

( 借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期 )

65 の 7(1) - 39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号.....  
...  
(1) .....  
(2) .....

( 市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期  
等 )

65 の 7(1) - 40 .....  
.....措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号.....  
.....  
(1) .....  
.....同項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄.....  
(2) .....

65 の 7(1) - 37 .....  
.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....  
(1) .....  
(2) .....  
(3) .....

( 買換取得資産等の取得の日 )

65 の 7(1) - 38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄.....  
.....措置法令第 39 条の 7 第 38 項各号.....

( 借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期 )

65 の 7(1) - 39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号.....  
...  
(1) .....  
(2) .....

( 市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期  
等 )

65 の 7(1) - 40 .....  
.....措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号.....  
.....  
(1) .....  
.....同項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄.....  
(2) .....



改 正 後	改 正 前
(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)	(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)
65 の 7(1) - 41 ..... ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄</u> ..... .....	65 の 7(1) - 41 ..... ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄</u> ..... .....
(差益割合の計算)	(差益割合の計算)
65 の 7(3) - 1 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (注) ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 42 項</u> ..... <u>同条第 37 項</u> ..... .....	65 の 7(3) - 1 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (注) ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 41 項</u> ..... <u>同条第 36 項</u> ..... .....
(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)	(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)
65 の 7(3) - 2 ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 17 号まで</u> ..... .....	65 の 7(3) - 2 ..... <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 16 号まで</u> ..... .....
(取得指定期間の認定)	(取得指定期間の認定)
65 の 7(4) - 1 ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 23 項</u> .....	65 の 7(4) - 1 ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 22 項</u> .....
(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)	(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)
65 の 7(4) - 2 .....	65 の 7(4) - 2 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 23 項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(取得指定期間の再延長)

65 の 7(4) - 3 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 23 項.....

(取得をする見込みである資産に係る書類)

65 の 7(4) - 8 .....

付表

特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の

取得予定資産の明細書の記載の仕方

1 .....

2 .....

3 .....

4 .....

5 .....

6 .....

(1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 19 号の下欄.....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

7 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(取得指定期間の再延長)

65 の 7(4) - 3 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....

(取得をする見込みである資産に係る書類)

65 の 7(4) - 8 .....

付表

特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の

取得予定資産の明細書の記載の仕方

1 .....

2 .....

3 .....

4 .....

5 .....

6 .....

(1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 18 号の下欄.....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

7 .....

改 正 後	改 正 前
(法第 50 条との選択適用) 65 の 7(5) - 1 ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 59 項</u> .....	(法第 50 条との選択適用) 65 の 7(5) - 1 ..... ..... <u>措置法令第 39 条の 7 第 58 項</u> .....

三十四 第 66 条の 4 (《国外関連者との取引に係る課税の特例》) 関係

改 正 後	改 正 前
第 11 章 <u>国外関連者との取引に係る課税の特例等</u>	第 11 章 <u>国外関連者との取引に係る課税の特例</u>

三十五 第 66 条の 5 (《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》) 関係

改 正 後	改 正 前
(発行済株式 - 払込未済株式) 66 の 5 - 1 ..... (注) <u>措置法令第 39 条の 13 第 29 項</u> ..... <u>同条第 22 項</u> .....  (実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 5 - 4 ..... <u>同条第 29 項</u> ..... (1) ..... (2) .....  (特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義) 66 の 5 - 11 ..... <u>同条第 29 項</u> ..... (注) .....	(発行済株式 - 払込未済株式) 66 の 5 - 1 ..... (注) <u>措置法令第 39 条の 13 第 28 項</u> ..... <u>同条第 21 項</u> .....  (実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 5 - 4 ..... <u>同条第 28 項</u> ..... (1) ..... (2) .....  (特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義) 66 の 5 - 11 ..... <u>同条第 28 項</u> ..... (注) .....

(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)

66の5-13 措置法令第39条の13第18項(同条第29項.....)

(注) .....

(総負債の範囲)

66の5-14 措置法令第39条の13第22項第2号(同条第29項.....)

(保険会社の総負債)

66の5-15 .....措置法令第39条の13第22項第2号(同条第29項  
.....)

(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)

66の5-16 措置法令第39条の13第22項.....同条第29項.....

.....同条第22項.....

(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)

66の5-17 措置法令第39条の13第22項第1号.....

.....同条第29項.....同条第22項第1号.....

...同条第29項.....同条第22項第2号.....

(注) .....

(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)

66の5-18 措置法令第39条の13第22項(同条第29項.....)

(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)

66の5-13 措置法令第39条の13第17項(同条第28項.....)

(注) .....

(総負債の範囲)

66の5-14 措置法令第39条の13第21項第2号(同条第28項.....)

(保険会社の総負債)

66の5-15 .....措置法令第39条の13第21項第2号(同条第28項  
.....)

(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)

66の5-16 措置法令第39条の13第21項.....同条第28項.....

.....同条第21項.....

(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)

66の5-17 措置法令第39条の13第21項第1号.....

.....同条第28項.....同条第21項第1号.....

...同条第28項.....同条第21項第2号.....

(注) .....

(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)

66の5-18 措置法令第39条の13第21項(同条第28項.....)

改 正 後	改 正 前
( 外国法人の総資産の帳簿価額の計算 ) 66 の 5 - 19 <u>措置法令第 39 条の 13 第 29 項</u> ..... <u>同条第 22 項</u> ..... .....	( 外国法人の総資産の帳簿価額の計算 ) 66 の 5 - 19 <u>措置法令第 39 条の 13 第 28 項</u> ..... <u>同条第 21 項</u> ..... .....

三十六 第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
( 適用除外の特定外国子会社等であることの証明 ) 66 の 6 - 19 ..... ..... <u>措置法規則第 22 条の 11 第 2 項第 2 号から第 6 号まで</u> ..... .....	( 適用除外の特定外国子会社等であることの証明 ) 66 の 6 - 19 ..... ..... <u>措置法規則第 22 条の 11 第 2 項第 2 号から第 7 号まで</u> ..... .....

三十七 第 66 条の 9 の 6 ~ 第 66 条の 9 の 9 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 66 条の 9 の 6 ~ 第 66 条の 9 の 9 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</u>  <u>(特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例)</u> <u>66 の 9 の 6 - 1 特定外国法人に係る措置法第 66 条の 9 の 6 から第 66 条の 9 の 9 までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る 66 の 6 - 1 から 66 の 6 - 24 までの取扱い( 66 の 6 - 12 及び 66 の 6 - 23 の取扱いを除く。 )に準じて取り扱う。</u>	( 新 設 )  ( 新 設 )